

砥部町工事成績評定評価委員会規程

平成17年7月4日

砥部町訓令第48号

(趣旨)

第1条 この訓令は、砥部町工事成績評定要領（平成17年砥部町訓令第47号。以下「工事成績評定要領」という。）第10条第3項の規定に基づき砥部町に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 工事成績評定要領第7条の規定により通知された評定点について請負者が説明を求めた場合の回答
- (2) 工事成績評定の通知に係る事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、工事成績評定の運用に係る事項

第3条 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 入札担当課長
- (2) 入札担当課長補佐
- (3) 当該工事担当課長
- (4) 当該工事担当監督員

2 委員長は、入札担当課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が職務を代理する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が必要と認める場合、委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、入札担当課で行う。

附 則

この訓令は、平成17年7月4日から施行する。

附 則（平成20年12月15日訓令第25号）

この訓令は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月9日訓令第6号）

この訓令は、令和2年3月9日から施行する。